

研究ノート・研究報告

北海道産ワインの地理的表示(GI)に関する聞き取り調査 —GI 岩手の指定に向けて—

Interview Survey on Geographic Indication of Wine Made in Hokkaido
—GI IWATE Awaiting Approval—

岩本佳恵*1, 吉原秋*2, 松本絵美*1, 江村健介*3, 長坂慶子*1, 熊本早苗*2

Yoshie IWAMOTO, Aki YOSHIHARA, Emi MATSUMOTO, Kensuke EMURA, Keiko NAGASAKA,
Sanae KUMAMOTO

Keywords: Hokkaido, Geographic Indication, Japanese wine
北海道, 地理的表示 (GI), 日本ワイン

1. はじめに

本研究プロジェクトは、岩手県産ワインの生産と消費の現状および課題を明らかにすることによって、岩手県のワイン文化ひいては果実酒文化の特徴や今後の課題、展望を考察することを目的としている。

著者らは2020年から2023年までの4年間で、岩手県内のワインの生産・消費について、行政（岩手県、花巻市、北上市）に対し施策等の現状を、生産規模の異なるワイナリー6か所に対し、生産・醸造・販売に関する意識や取組みを、飲食店に対して岩手県産ワインの課題や展望などを聞き取り調査してきた。

ワイナリー数は、年々増加傾向にある。国税庁からワインの地理的表示（Geographic Indication、以下GIと表す）の指定を受けた山梨、北海道、山形、長野、大阪で全体の半数以上を占める（図1）。岩手も近年、小規模ワイナリーが県内各地にできており、今後も新規ワイナリーが見込まれるところである。

岩手においても国税庁からワインのGIの指定を受けるため、2023年4月（6月設立総会）に新たな組織である「いわてワイン振興協議会」が立ち上がり、動き出したところである。この組織は、ワイン関係23団体から構成され、うちワイナリー13社・団体、他に岩手県と8市町村、全国農業協同組合連合会岩手県本部からなる。この組織の目的は、「ワインを核とした産業の振興と地域の活性化」であり、県産の醸造用ブドウの生産振興や県産ワインの生産拡大を目指している。設立初年度は、制度の研究や申請検討にとどめる意向を協議会長が示した。また、清酒に関しては2023年9月25日に地理的表示「岩手」の指定を受けた。山形のように清酒のGIの指定を受けた後にワインでもGIの指定を受けている県もあり、岩手もこのような足跡を辿るのか注目される。

酒類の地理的表示が何を示すか、吉原他（2023）が述べている。その中で、酒類の地理的表示は、「正しい産地であること」「一定の基準を満たした品質であること」を示すものであり、産地名が持っている「地域ブ

ンド価値」の保護と同時に、消費者が商品を選択する際に信頼度の高い表示の一つとなりうると述べた。但し、地理的表示は、指定を受けるだけで「地域ブランド」としての価値が向上するものではない。

本稿では、2018年にGIを取得した北海道での聞き取り調査について報告するとともに、著者らが調査開始以降、変化しているワイン生産についてGIを取得した道府県を中心に公表されているデータをもとに考察する。

北海道は、山梨、長野と比して、ブドウ生産およびワイン醸造の点で知名度が高いとは言い難い。この点だけ見ると大阪も同様であるが、大阪と異なり、広い面積にワイナリーが散在しており、原材料としているブドウ品種もヤマブドウを含めて多様である点が、岩手と共通している。一方で、北海道の場合、ワイナリーの数が多く、北海道ワイン（小樽市）や余市ワイン（余市町）のような中規模民間ワイナリーが存在している。この点が第三セクターと個人経営の小規模ワイナリー中心の岩手と異なっている点である。これらの共通点と相違点を踏まえ、北海道を調査対象とした。

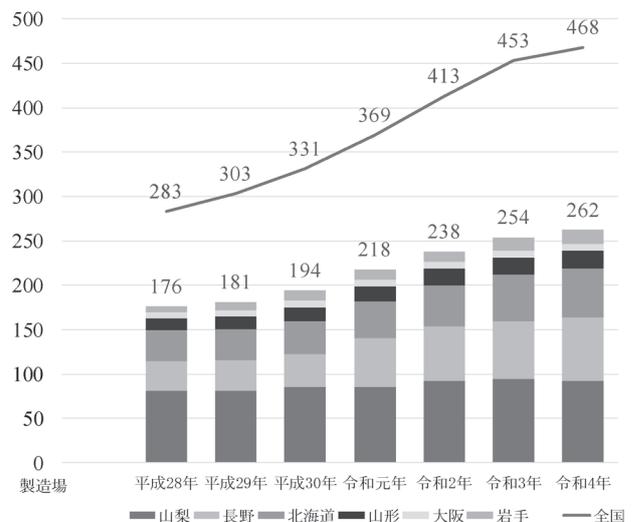


図1 GIのある道府県及び岩手、全国のワイナリー数の推移
資料：国税庁「果実酒製造業の概況」、「果実酒製造業及び酒類卸売業の概況」より作成

*1 生活科学科食物栄養学専攻、*2 国際文化学科、*3 高等教育推進センター

2. 調査方法

調査対象者：NPO 法人ワインクラスター北海道職員

調査時期：2023 年 9 月

調査方法：対象者のもとに赴いて、直接聞き取りを行った。

3. 調査結果

3-1. ワインクラスター北海道について

この NPO 法人は 10 年以上前から活動し、主に、北海道のワインの PR、ワインツーリズム、産業支援、ワイナリー登録業務などの活動を行っている。また中立的立場にあることから上記の業務以外に、北海道内のワイン生産者団体で組織する道産ワイン懇談会（以下、道産懇）の事務局、GI 使用管理委員会の事務局を務め、後述する GI 申請の経緯にも関与している。

道産懇自体が GI 申し立てについて活動すると、ワイナリーが直接関わるため適切とは言えないと考え、客観性を担保する意味で、第三者機関としてワインクラスター北海道が事務局を引き受けた経緯がある。

3-2. GI 北海道申請に向けた動き

GI 申請のきっかけは、「北海道」というブランドを守るため、ワインで GI が必要になったことによる。

国税庁から GI 指定を目指し、2016 年 4 月から申請に向けた活動を始め、2018 年から NPO 法人ワインクラスター北海道が事務局となる。

GI の指定に向けた活動の推進の中心となったのは、道産懇である。道産懇は、1984 年に結成され、北海道内 37 社のワイナリー（2023 年 8 月時点）が加盟、行政機関や研究機関等が顧問・オブザーバーとなり構成された組織である。この組織は、会員相互の情報交換、相互扶助の精神に基づき、道産ブドウとワインの品質向上、販売促進事業をもって、共同利益の増進と会員総体の発展に寄与することを目的としている。

GI の指定にあたり、「酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて（法令解釈通達）」の中に、「原則として産地の範囲に当該酒類の品目の製造場を有する全ての酒類製造業者が、適切な情報や説明を受けた上で、地理的表示として指定することについて反対していないことが確認できた場合に行う」という明記がある。北海道では、道産懇がこの説明等を担当した。道産懇の会員ワイナリーに対しては、例会の活動の中で GI に関する資料を提示しながら説明し、総会で合意を得た。また、会員外のワイナリーには、事前に資料を提示し、疑問点を解消し、協議し合意形成していった。疑問点を出すワイナリーもあったが、道産懇や道庁が説明し最終的に全ワイナリーから合意を得ることができた。国税庁は、産地の合意形成を非常に重要視しているという。

説明資料の内容は、GI 北海道の申立書（国税庁に提出するもの）に沿ったものが主である。また、合意形成後には、管理機関の設立、活動内容、認証業務の方法などを定めていく案についても示した。

道内のワイナリーや札幌国税局と調整しながら、GI 指定に向けた準備を進め、国税庁に申し立てを行い、2018 年 6 月に GI 北海道の指定を受けた。準備にかかった期間は 2 年ほどであった。GI 申請に向け活動を開始した時から申し立てまでに新規ワイナリーができた場合は、その都度説明し、道内の全ワイナリーの合意を得る必要がある。

3-3. GI の統一的な生産基準について

GI 北海道の具体的な生産基準については、すでに蛭原（2019）が報告しているので省略する。北海道のワインの特徴のひとつに「原則として補酸しない」ことがあり、他の GI 指定府県にはない基準である。これは、北海道がブドウの生育期に総じて冷涼な気候の地域であるため、酸味の豊かなブドウでできることが要因になっている。そのため、統一的な生産基準を作成した際も、道内のワイナリーから反対意見は出なかった。酸を活かす、すなわち酸味の強さを数値として明確化することにより北海道ワインの特徴を表している。

北海道の面積は広く、ワイン（ブドウ）の産地として後志、岩見沢、空知、上川、十勝地方などがある。産地により栽培品種が異なるため、できあがるワインの特徴もそれぞれであるが、北海道全体で広く守るべき基準を設定した。その基準（品質）にそぐわないものは認証しないという方針で認証作業を行っている。しかし、各ワイナリーが意図して基準から外れたワインを作る場合には、申請書類にその意図を説明し、それに沿った形で審査を行い、品質に問題がないと認められれば認証することもある。そうすることで、ワイナリーの個性も担保できるのではないかと考えているという回答を得た。

ワインの原料は、北海道内で収穫されたブドウのみを使用するのが GI の前提である。原料となる品種は、ヴィニフェラ種 30 種、ラブラスカ種 8 種、ヤマブドウ種 3 種、ハイブリッド種 16 種と決められている。品種とは別に果汁糖度の規定、水やアルコール及びスピリッツを使用しないことなども規定されている。

3-4. GI 申請と認証の現状

北海道では、第 1 回の認証が 2018 年 10 月に、その後 21 回の認証作業を終えている（2023 年 11 月時点）。第 1 回から第 21 回までに認証銘柄のあるワイナリーについて、表 1 に示す。これまでに、道内に 56 あるワイナリー（2023 年 6 月現在）のうち、19 ワイナリーの 649 銘柄を認証してきた。毎回申請し認証されるワイナリーも

表1 認証回別の北海道のGI認証銘柄があるワイナリーと認証銘柄数

	2018年		2019年			2020年				2021年				2022年				2023年			
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回	21回
認定銘柄数	98	15	53	61	24	30	20	51	10	33	31	46	9	27	20	24	20	28	16	19	14
1 池田町ブドウ・ブドウ酒研究所 十勝ワイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 株式会社はこだてわいん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 北海道ワイン株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 株式会社NIKI Hills ヴィレッジ	○			○				○													○
5 北海道中央葡萄酒株式会社 千歳ワイナリー	○		○	○	○	○			○	○	○		○	○			○	○	○		○
6 札幌酒精工業株式会社 おとペワイナリー (旧札幌酒精工業株式会社 富岡ワイナリー)			○					○					○						○		
7 宝水ワイナリー			○									○		○						○	
8 OSA WINERY (株式会社O・B・U Company OSK WINERY)			○			○				○				○						○	
9 富良野市ぶどう果樹研究所			○	○		○	○				○				○					○	
10 十勝まきばの家ワイナリー																				○	
11 奥尻ワイナリー								○								○					
12 日本清酒株式会社 余市ワイナリー	○	○			○		○	○	○		○	○									
13 北海道自由ワイン株式会社			○					○					○								
14 有限会社 山崎ワイナリー	○			○				○													
15 八剣山ワイナリー				○																	
16 株式会社自然農園グループ				○																	
17 平川ワイナリー	○																				
18 ワイナリー夢の森	○																				
19 TAKIZAWA WINERY	○																				

資料：NPO 法人ワインクラスター北海道の認証ワインの結果より作成

あれば、1～数回のみワイナリーもある。申請しないワイナリーが半数以上あるのが現状である。ワイナリーには、ワインにGIを表示する利点がまだはっきり感じられていないこと、ワイナリーが独自のワイン醸造を極めるなどして、ワイナリーの個性とGIの統一的な生産基準が合致しないワインがあるのではないかと回答を得た。事務局としては今後、申請するワイナリーを増やしたいと考えているが、各ワイナリーの経営方針、判断によるところが非常に大きい。

北海道のGI使用管理委員会では、業務実施要領の中で年間の認証回数を2月、6月、11月の3回と定めている。11月は、その年のブドウを使って仕込んだ新酒の申請を見込んで設定したそうだが、現時点では申請数は少ない。また、業務実施要領で定めた月とは別に、委員長が必要と認めれば、3回以外にも特別会を設けることができ、4月に特別に認定回を設けている。4月に認証されると、そのワインが5月の大型連休に合わせてリリースできるため、比較的ワイナリーからのニーズがある。認証は書類審査と官能評価があり、両方の評価が必要となる。認証評価に当たり、生産基準の化学的要素部分に関しては各ワイナリーに検査できる体制(設備)があればワイナリーが行い、なければ使用管理委員会で検査機関に委託する方法を取っている。官能評価は、複数人の官能評価員がブラインド方式で行っている。審査基準は公表していない。

認定割合は、使用管理委員会としては公表していないが、国税庁には報告しており、2021年度のGI北海道の認定割合は100%である。また、2021年度のGI北海道の出荷量は363kLあった。前年度(312kL)より増加し

ている。認証された各ワイナリーのワインで多いブドウ品種は、白ワインではケルナー、シャルドネ、ミュラートゥルガウ、バカス、ナイヤガラなど、赤ワインではツヴァイゲルトレーベ、山幸(やまさち)、山ブドウ、ピノ・ノワールなどである。山幸は、『山ブドウ』と『清美』をかけ合わせて作られた池田町独自品種である。日本では甲州やマスカット・ベリーAに次ぐO.I.V.(国際ブドウ・ワイン機構)登録品種で、2020年に登録された。EUにワインを輸出する際は、O.I.V.が認定するブドウ品種しかラベルに表記できないことになっている。海外に目を向けた取り組みの一つである。

3-5.北海道のワイン消費に向けた取り組みについて

ワインクラスター北海道は、消費者向けにインターネット上でGIの情報発信サイトを作っている。また、国税庁や札幌国税局と一緒に、GIの認知拡大イベントを開催したり、法律の施策時に協力したりしている。

行政では、北海道庁経済部がブランド認知向上事業や北海道ワインアカデミー事業(ワイン生産者のためのブドウ栽培から醸造、マーケティングや法律の研修プログラムで、新規参入コースと高度専門コースがある)、北海道庁農政部は道内の農業試験場で醸造用ブドウ品種の研究をしている。農林水産省の北海道事務所では、北海道の農産物及び加工品の輸出に関することに力を入れている。

また、2022年4月には北海道と北海道大学が中心となり、北海道内のワイン業界や経済界などが参画する「北海道ワインプラットフォーム」を立ち上げた。新規就農者や経営相談の希望者に対応するワンストップ窓口とな

り、各専門家につなげる役割を果たしている。北海道大学には、「ワインを核に地域の農食産業を活性化することで、家族や仲間と安心して心豊かに暮らし続けられる地域社会」を目指し、北海道ワイン教育研究センターが新設されたことが新しい。北海道では、産学官金が連携し、ワイン産地の発展を目指そうと取り組んでいる。

3-6.北海道のワインの今後について

ブドウの産地全体に言えることだが、気候の変動に対応することである。北海道内は元々冷涼な気候であったため、ドイツ系ブドウ品種が主流だったが、気候変動(温暖化)により品種が変わりつつある。

道内のワイナリーは今後も増え続けることが見込まれ、2023年中に60を超えると予想している。ワイナリーが増えることで、作られるワインも増えることが予想されるが、その製品であるワインの品質確保・品質向上の取り組みが北海道のワイン全体に必要である。すでに多様なワインが作られてきているが、その中でも北海道らしいワインを定義しながらGIに落とし込んでいくことが必要である。北海道池田町の独自品種『山幸』を押し出した基準の設定も考えられ、より地域の特徴をはっきりさせた基準になると考えている。

また、2020年前後から作られることが増えたオレンジワインの基準の検討もGI北海道として必要であると考えている。制度上は白ワインに分類されるが、オレンジワインは原料に白ワインの品種を用い、製法は赤ワインのように皮、種、果梗とともに果汁を発酵させて作られる。

先にも記したが、北海道は広大な面積のため地域により栽培品種も異なる。地域の特徴を押し出し、各地域の産地形成(生産者が組織化されて、品質向上や販売活動すること)が今後の発展のためには出てくるのではないかと考えるという回答を得た。今はどこの都道府県でもしていないが、清酒などのGIのように、地域を限定したGIが出てくる可能性がある。

3-7.他府県のGI認証について

北海道としては、他府県でGIを取得し始めたことについては、「好ましい」という感想を持っている。その理由として、日本ワインの国内の消費者に対して、GIを認知される機会が増えること、一定の基準があることで品質が確保されることがあげられる。

岩手全体でGI取得となった場合については、岩手ワインの定義、とくに山ブドウ品種の位置づけをしっかりとさせることが大切なポイントになってくるのではないかと考えている。山ブドウを用いたワインは全国的に珍しいので、他の道府県との差別化を図ることが可能なのではないかと回答を得た。

4.考察

調査結果から、岩手県産ワインのGI指定に向けての論点を、申請前と申請後に分けて検討する。

4-1.申請前

申請前に最も重要なことは、合意形成のプロセスである。3-2.で述べているように、地域内の全ワイナリーへの説明と合意が必要である。北海道は広大な面積であるとともに、醸造地域も散在しており、地域ごとに原材料のブドウも多岐に渡っている。そのような中で地域ごとに説明会を実施し、実際に申請・認証を受けるかどうかはともかく、すべてのワイナリーの同意を得たご苦労が聞き取りの中で窺われた。岩手の場合、ワイナリーが少数だからといって、合意形成が簡単であるとは言えない。岩手のワイン醸造業界は、比較的醸造規模の大きい第三セクターと規模の小さい個人ワイナリーとで構成されている。経営主体・規模が異なれば経営目的・方針も異なる。その両者間で、県産ワインの在り方についての意見交換とビジョンの共有をすることが不可欠になると筆者らは考える。

次に、地域としての特性をどのように考えるか、ということである。以前の岩手県内の聞き取り調査では、岩手県産ワインのGI取得について慎重な見解として、多様な品種で醸造ポリシーも異なる岩手県産ワインの特性を決めることができるのか、という懸念が示されていた。北海道も同様の条件下にあると言えるが、特性を品種や製法に限定せず、官能的要素や化学的要素の基準を明示することによって包含しようとしている。

4-2.申請後

さらなる論点はGI取得後の課題に関わる。管理団体を誰がどのように運営するのか、という点である。認証のための審査や申請事務のためには当然経費が発生する。北海道では中立な立場の第三者機関としてNPO法人が事務を担当しているが、岩手の場合は担当可能な組織はこれから検討しなくてはならない。

また、調査中に対象者から挙げられたのは、3-4.で述べた通り、利用するワイナリーが固定化し増えない傾向があることだった。他のGI取得地域と比較してみる。ワインでGIの指定を受けた山形、長野、大阪の認定状況を表2~4に示す。山梨は、公表データから認証回ごとの状況が不明だったため示していない。表から3府県を2022年で比較すると、表2の山形はワイナリー数が16、認定回数が5回で、137銘柄が認証されている。表3の長野はワイナリー数が17、認定回数が4回で、132銘柄が認証されている。表4の大阪はワイナリー数が3、認定回数が1回で、5銘柄が認証されている。山形、

表2 GI山形の認証銘柄があるワイナリーと認証時期

	2021年			2022年					2023年			
	9月	10月	11月	2月	4月	9月	10月	12月	2月	4月	9月	10月
認定銘柄数	36	22	34	25	27	28	34	23	15	29	13	15
1 天童ワイン	○	○										
2 月山ワイン山ぶどう研究所	○					○	○	○			○	
3 高畠ワイナリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 朝日町ワイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 浜田ワイナリー	○		○		○							
6 月山トラヤワイナリー	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
7 金溪ワイン 佐藤ぶどう酒	○		○	○		○	○	○				
8 大浦葡萄酒		○		○								
9 タケダワイナリー		○	○	○	○		○	○	○	○		○
10 ピノ・コッリーナファームガーデン&ワイナリー松ヶ丘			○				○					
11 東根フルーツワイン			○		○					○		
12 ベルウッドヴィンヤードワイナリー				○								
13 酒井ワイナリー				○								
14 ウッディファーム&ワイナリー					○							
15 紫金園 須藤ぶどう酒						○						
16 グレーブリパブリック							○					
17 Yellow Magic Winery							○					
18 HOCCA WINERY								○				
19 ドメーヌケロス										○		

資料：山形県ワイン酒造組合 山形GI認定ワイン一覧より作成

表3 GI長野及び長野プレミアムの認証銘柄があるワイナリーと認証回

	2021年			2022年				2023年			
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	
認定銘柄数	41	9	42	39	33	18	47	47	39	31	
1 日本ワイン農業研究所(株) アルカン ヴィーニュ	○			○	○			○	○	○	
2 社会福祉法人 サン・ビジョン サンサンワイナリー	○		○				○				
3 (株) ヴィラデ ストワイナリー	○							○	○	○	
4 (株) 林農園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5 (株) アルプス	○		○	○	○	○	○	○	○		
6 (株) 井筒ワイン	○	○	○	○	○		○	○			
7 信濃ワイン (株)	○						○	○			
8 (株) あづみ アップル	○		○					○	○		
9 (有) たかやしろファーム	○			○	○	○			○	○	
10 (株) サンク ゼール		○					○				
11 マンズワイン (株) 小諸ワイナリー		○		○	○		○	○	○	○	
12 楠わいなリー (株)		○	○	○				○			
13 (株) ヴィラデ ストワイナリー			○		○	○					
14 信濃ワイン (株)			○				○				
15 メルシャン (株) シャトー・メル シャン 梶子ワイナリー 上				○	○		○	○	○	○	
16 サントリーワインインターナショナル (株) 塩尻ワイナリー				○		○		○	○	○	
17 (株) VINVIE				○					○		
18 株式会社ヴィンニョブル安曇野					○		○	○	○		
19 坂城葡萄酒醸造株式会社					○				○		
20 メルシャン(株)シャトー・メルシアン 桔梗ヶ原ワイナリー						○				○	
21 (株) リュードヴァン							○				
22 安曇野ワイナリー株式会社								○			
23 株式会社はすみふあゝむ 上									○		
24 株式会社ベリーピースワイナリー									○	○	

資料：NAGANO WINE オフィシャルサイト GI長野認定ワインより作成

表4 GI大阪の認証銘柄があるワイナリーと認証回

	2021年		2022年	2023年
	第1回	第2回	第3回	第4回
認定銘柄数	10	5	5	8
1 カタシモワインフード株式会社	○	○	○	○
2 飛鳥ワイン株式会社	○	○		○
3 株式会社河内ワイン	○	○	○	○
4 島之内フジマル醸造所	○			
5 木谷ワイン	○			
6 仲村わいん工房	○			
7 おおさかぶどう・ワインの郷			○	○

資料：大阪ワイナリー協会 GI大阪及び大阪府ホームページより作成

長野、大阪は同時期に GI の指定を受けているが、審査会の開催頻度が府県によって大きく異なっている。また、比較的規模の大きなワイナリーが何度も複数銘柄を審査に申請し、認証されていることが多い。ワイナリー数の少ない山形や大阪は、ほとんどのワイナリーが申請し、認証されている銘柄を持っている。ワイナリー数上位の長野は GI を申請するワイナリーが半数未満で、北海道と同じ傾向にある。

4-3.岩手の GI 申請に向けて

以上の検討を踏まえ、岩手の GI 申請に向けた論点を考察する。

繰り返しになるが、北海道と岩手の共通点は、広大な面積と多様性にある。可能性の問題としては、例えば北上市の二子さといものように、狭い地域で GI を取得する選択肢もある。北海道なら余市、岩手なら花巻というように、ある程度ブドウ品種や製法、テロワール、環境保全に共通性がある地域ごとに申請する方法である。フランス産ワインの品質分類である「原産地統制呼称」

(Appellation d'Origine Contrôlée (A.O.C)) はこの考え方を踏まえている。合意形成しやすい点はメリットであるし、消費者にとっては産地と味の関連が付けやすいという点で好ましいとも言える。しかしながら、管理の経済的、人的コストを考慮すると、実施しがたい面があるのも事実である。実際に北海道でもこの手法を取らず道全体で GI を取得した。岩手が今後 GI を取得するに当たっては、北海道と同様に広範な地域のワイン特性をどのように捉えるのか、という課題に取り組まざるを得ない。

児玉 (2019) は、ワインの地理的表示基準にある諸要件を、日本のワイン産業が抱える複合的な課題を踏まえながら分析し、ワインの GI 指定を受ける産地が増えるための課題（原料確保、当該知識での知識共有プラットフォームの必要性）や、指定を受けるメリットを最大化するための課題（ワインの国内消費者に向けた GI の意義、ワインの輸出体制）を明らかにした。これらの課題解決に最も重要なこととして、地域レベルでの強力なイニシアチブを挙げている。地域内のワイナリー、ブドウ農家、自治体、大学等の研究機関、流通業者、観光業者等の英知を結集し、国レベルのイニシアチブと連携しながら、組織横断的な協力体制の構築が必要であると述べている。

蛭原 (2022) は、GI は付加価値をもたらしうるが、指定されたという事実だけでは当該地域のブランド力が向上するわけではないと指摘している。一般的にブランディングの効果は短期的には測定できるものではないとされている。既に述べた通りそもそも GI 取得の目的は売上向上ではなく、産地の保護と信頼性の確保が第一義的なものである。従って、GI 取得はあくまでもスタートで

あり、取得後に 3-5. で述べられたような取り組みが求められることは間違いない。

GI の指定という目標にとどまることなく、ワイン産業の発展に努めるような体制作り、施策推進が岩手でも必要になるのではないだろうか。

謝辞

この場を借りて、お忙しいなか時間を割いてくださったワインクラスター北海道職員に心から感謝申し上げます。

なお、本研究は、岩手県立大学学部等研究費（研究課題名：『岩手県内のワイン生産・消費の現状と課題』（代表吉原秋））から助成を受けたものである。

参考文献

- 吉原秋，岩本佳恵，松本絵美，長坂慶子，熊本早苗，相馬優樹（2023）岩手県内のワイン生産・消費についての現状（第四報），岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集，25号，35-40.
- 岩本佳恵，松本絵美，吉原秋，長坂慶子，熊本早苗，相馬優樹（2022）岩手県内のワイン生産・消費についての現状（第三報），岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集，24号，31-34.
- 松本絵美，吉原秋，長坂慶子，相馬優樹，岩本佳恵（2021）岩手県内のワイン生産・消費についての現状（第二報），岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集，23号，59-62.
- 吉原秋，相馬優樹，松本絵美，長坂慶子（2020）岩手県内のワイン生産・消費についての現状（第一報），岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集，22号，83-88.
- 日本ワイン検定事務局（2021），日本ワインの教科書 日本ワイン検定公式テキスト，柴田書店.
- 蛭原健介（2019）日本ワインの地理的表示制度の活用に向けて—制度普及のための課題—，法学研究，107号，199-216.
- 児玉徹（2019）地理的表示制度の活用を通じた日本ワインの地域ブランド推進—ワインツーリズム推進策の一要素として—，日本国際観光学会論文集，26号，161-173.
- 蛭原健介（2022）地理的表示による日本ワインの産地ブランド形成—GI 山形・大阪・長野の指定を受けて—，法学研究，112号，1-26.

参考ウェブサイト

日本経済新聞：

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC0681Z0W3A600C2000000/> (2023年11月2日閲覧)

NPO 法人ワインクラスター北海道

<https://winecluster.org/> (2023年11月26日閲覧)

山形県ワイン酒造組合

<https://giyamagata-wine.jp/gi/> (2023年11月14日閲覧)

NAGANO WINE オフィシャルサイト

<https://www.nagano-wine.jp/> (2023年11月14日閲覧)

山梨県ワイン酒造組合

<https://www.wine.or.jp/gi-yamanashi/> (2023年11月14日閲覧)

大阪ワイナリー協会

<https://www.osaka-winery.com/> (2023年11月14日閲覧)

大阪府「ぶどう・ワインに関するページ」

https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka_mon/budouwain.html (2023年12月26日閲覧)

国税庁「酒類の地理的表示一覧」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/ichiran.htm>
(2023年11月1日閲覧)

国税庁「地理的表示の使用状況等について（令和3年度）」

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/pdf/0022006-108_01.pdf (2023年11月30日閲覧)

国税庁「果実酒製造業及び酒類卸売業の概況」

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seizo_oroshiuri/index.htm (2023年11月1日閲覧)

国税庁「果実酒製造業の概況」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seizogaikyo/09.htm> (2023年11月1日閲覧)

国税庁法令解釈通達「酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて法令解釈通達」

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/151030/index.htm> (2023年11月1日閲覧)

北海道-ワインプラットフォーム

<https://terroir-hokkaido.jp/> (2023年11月26日閲覧)